

山陽小野田市指定給水装置工事事業者申請要領

〈指定の要件〉（水道法第25条の3）

1. 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を選任すること。
2. 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。
3. 欠格要件に該当しない者であること。（下記の誓約書（様式第2）のイからへを参照のこと）

〈指定の有効期限〉

指定を受けた日から5年（指定後は、5年ごとの更新手続きが必要となります。）

〈指定給水装置工事事業者指定申請書〉

1. 申請者欄は、登記簿謄本、住民票の写しのとおり記入してください。
郵便番号、電話番号、ファックス番号も記入してください。
2. 役員欄は、代表取締役から監査役までの役員全員について記入してください。
（個人の場合は、記入不要）
3. 事業の範囲欄は、登記簿謄本の「目的」欄等を参考にし、記入してください。

〈誓約書〉

下記のイからへまでの事項に該当しないものであることを証明するものです。

- イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
- ハ 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ニ 山陽小野田市水道局指定給水装置工事事業者規程第8条の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者
- ホ その業務に関し不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- へ 法人であって、その役員のうちに上記のイからホまでのいずれかに該当するものがあるもの

〈主任技術者選任・解任届〉

1. 給水装置工事主任技術者の免状を参考のうえ、記入してください。
（免状のコピーを添付してください）
2. 指定給水装置工事事業者は、「指定を受けた日から2週間以内」に給水装置工事主任技術者を選任し、届出書を提出することとされていますが（水道法施行規則第21条第1項）、指定を受けた日から2週間以内に選任の届出がない場合は指定取り消しの要件となるため、指定の申請と併せて「選任届」の提出をお願いします。

〈機械器具調書〉（以下1から4の種別ごとに記入してください。1種別でも欠けている場合、指定ができません。）

1. 金切りのこ、その他の管の切断用の機械器具
2. やすり、パイプねじ切り器、その他の管の加工用の機械器具
3. トーチランプ、パイプレンチ、その他の接合用の機械器具
4. 水圧テストポンプ

※メーカー名及び型式を詳しく記載してください。

〈添付書類〉

法人の場合

1. 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
(発行日から3カ月以内のもの。写しは不可)
2. 定款(写しに奥書証明をしたもの)
3. 事業所の所在地を表示した住宅地図(A4版)
4. 事業所の写真:遠景及び近景(事業所名が確認できるもの)
5. 機械器具調書に記載されている全部の機械器具の写真
6. 給水装置工事主任技術者免状の写し

個人の場合

1. 住民票の写し(発行日から3カ月以内のもの)
2. 事業所の所在地を表示した住宅地図(A4版)
3. 事業所の写真:遠景及び近景(事業所名が確認できるもの)
4. 機械器具調書に記載されている全部の機械器具の写真
5. 給水装置工事主任技術者免状の写し

〈申請手数料〉

10,000円(非課税)
(指定給水装置工事事業者証交付時に納付してください。)

〈提出先・提出方法〉

提出先 山口県山陽小野田市新生一丁目8番22号
山陽小野田市水道局 総務課 監理係
Tel 0836-83-4111 Fax 0836-83-4597

提出方法 上記提出先へ電話連絡の上、直接提出してください。(郵送不可)

※定款の奥書証明の記入例

定款の後ろ余白部分に「この写しは、原本と相違ありません。」と記入し、その下に日付、本店所在地、商号、代表者職氏名を記入してください。